

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

FP

## 資産運用会社に「手数料優遇廃止」を提言 ボストンコンサルティングのレポートの意味

世界的なコンサルティングファームのひとつ、ボストンコンサルティンググループ(BCG)は6月14日に公表したレポートで、資産運用会社に「顧客への不必要な手数料優遇を廃止」するよう提言した。150社以上の資産運用会社が参加した調査に基づいた同レポートによれば、運用会社は顧客の3分の1に対して本来よりも低い手数料でサービスを提供。しかし、顧客の大半は、運用会社の切替えを判断するとき手数料は気にしておらず、サービスの水準に注目しているという。

BCGがこうしたレポートを公表した背景にはパッシブ投資への過熱気味の現状がある。機械的に低コストで運用できる一方、運用会社の利益が圧迫され、業界では統合も相次ぐ。だが、BCGのレポートによれば、最も利益を出している会社は「コスト削減よりも収入の伸びが利益の源泉」と示唆。より高度な分析による上質なサービス提供が運用会社に求められているというわけだ。

また、同レポートでは、富裕層が拡大傾向にあることも明記。北米では資産500万ドル超の人々が、投資可能な資金の42%を保有するという。当然、こうした層の獲得が資産運用会社のミッションとなるわけで、アクティブ投資が見直されることになるだろう。そうすると、ETF(上場投資信託)などへ流れ込んでいた資金が還流される可能性も高まる。今後の資産運用を考えるうえで、留意しておきたい動きであることは間違いない。

税務会計

## 17年度査察白書、脱税総額135億円 着手174件中検察庁に113件を告発

国税庁が公表した2017年度の査察の概要によると、今年4月までの1年間に行った査察の着手件数は前年度に比べて4件少ない174件で、平成に入ってから最も少ない件数となっている。一方、検察庁への告発の可否を最終的に判断した処理件数は、前年度以前に着手した継続事案を含めて163件で、このうち69.3%にあたる113件について、事案が高額・悪質などの理由から検察庁に告発した。

処理した163件の脱税総額は135億900万円。このうち告発分は100億100万円で、1件当たりでみると全体では8,300万円、告発分のみでは8,900万円。告発件数の多かった業種では、「建設業」26件、「不動産業」10件、「人材派遣」5件の順で、建設業と不動産業は“不動のツートップ”だ。

国税当局が積極的に取り組んでいるのが、税目では預り金的性格が強い消費税。同年度も27件を告発しているが、このうち12件を受還付事案が占めている。また、目を光らせているのが、申告納税制度の根幹を揺るがすものである無申告ほ脱事案。同事案絡みの告発件数は21件で、このうち2017年度に創設された「単純無申告ほ脱犯」を適用した件数は8件となっている。

なお、告発された査察事件の一審判決の状況を見ると、同年中に143件に判決が言い渡され、全てで有罪判決が下され8人が実刑判決となった。このうち、不正に多額の消費税の還付を受けていた者は過去最高となる懲役7年6月が下されている。

### 今週のキーワード

パッシブ投資

日経平均株価やTOPIXなどの指標をベンチマークとし、それに連動する運用成果を目指す手法。機械的に運用できるため販売手数料や信託報酬といったコストは低くなる。逆に、ベンチマークを上回る運用成果を目指す手法が「アクティブ投資」。